葉山町災害用指定井戸に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、葉山町地域防災計画に基づき、大地震その他の災害により水道施設が被害を受け、給水が困難となった場合において、水道施設が復旧するまでの間、町内にある井戸水を飲料水及び生活用水として活用し、地域における応急給水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、指定井戸とは、災害時に地域住民の飲料水及び生活用水と して利用するため、町長が指定した井戸(電動ポンプを使って水を汲み上げるものを 含む。)をいう。

(指定)

- 第3条 町長は、次に掲げる指定要件を満たした井戸を指定井戸として指定するものとする。
 - (1) 町内にあること。
 - (2) 現に使用し、今後も使用する予定のものであること。
 - (3) 現にその井戸を所有又は管理している者(以下「所有者等」という。)があり、その者が井戸水を提供する意思を有していること。
 - (4) 屋外その他付近住民が使用しやすい場所にあること。
 - (5)地域住民等に周知できるよう井戸の所在地、所有者等の氏名等必要事項を公表できるものであること。
 - (6) その他町長が特に必要があると認めること。

(協力の要請)

- 第4条 町長は、指定井戸の所有者等に対し、次に掲げる事項について協力を要請するものとする。
 - (1) 災害時等における地域住民等への井戸水の提供
 - (2) 門、扉、塀等近隣から見える場所への「災害対策用指定井戸」及び「飲料水用」 又は「生活用水用」の標識の表示
 - (3) 指定井戸に関する情報を防災関係資料及び町ホームページ等に公表することの承諾
 - (4)自主防災組織その他防災を目的として活動する団体等への指定井戸に関する情報 の提供
 - (5) その他町長が特に必要があると認めること。

(所有者等の責務)

第5条 指定井戸の所有者等は、善良な管理者の注意をもって、当該井戸の維持管理に 当たらなければならない。 2 指定井戸の所有者は、当該井戸が故障等により長期間使用不能となるときは、その 旨を町長に報告しなければならない。

(維持管理報償金の交付)

- 第6条 町は、指定井戸の所有者等に対し、当該井戸の維持管理に要する経費の一部として、維持管理報償金を交付する。
- 2 報償金の交付対象は、毎年度4月1日現在の指定井戸とする。
- 3 報償金の額は、町が実施する水質検査の結果に基づき、1基につき年額1,500円とする。

(指定の申請等)

- 第7条 指定井戸として指定しようとする井戸の所有者等(以下「申請者」という。) は、葉山町災害用指定井戸申請書(第1号様式)により町長に申請するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要な調査及び水質検査を行い、 指定の可否を決定した後、速やかに申請者に対し、葉山町災害対策用指定井戸決定通 知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定した旨の通知を受けた井戸の所有者等は、第4条第2号に規定する指定標識を門、扉、塀等近隣から見える場所に、また、注意標識を井戸周辺等、井戸使用者が認識しやすい場所に取り付けなければならない。
- 4 前項に規定する指定標識及び注意標識の様式は、町長が別に定める。 (指定内容の変更等)
- 第8条 指定井戸の所有者等は、所有者等の変更又は相続等により、指定井戸の所有者等を親族内で変更したときは、葉山町災害対策用指定井戸所有者(管理者)名義変更届出書(第3号様式)により町長に届け出るものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、住居等の売買により、指定井戸の所有者等を親族でない者に変更した場合で、新たに所有者等となった者が引き続き指定井戸として指定を受けようとするときは、前条第1項の規定に基づき、申請するものとする。

(維持管理等)

第9条 町長は、指定時及び1年に1回、指定井戸の水質検査を実施するものとし、当 該費用は、町が負担するものとする。

(指定の解除)

- 第 10 条 指定井戸の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、葉山町災害 対策用指定井戸届出書(第 4 号様式)により町長に届け出なければならない。
 - (1) 井戸を廃止したとき。
 - (2) 井戸の使用を中止したとき。
- (3) 井戸を譲渡したとき。
- (4)地域住民等への井戸水の提供ができなくなったとき。
- 2 町長は、次に掲げるときは、指定井戸としての指定を解除するものとする。

- (1) 前項の届出があったとき。
- (2) 第3条に規定する指定要件を満たさなくなったとき。
- (3) 指定井戸の所有者が第5条に規定する責務を果たさなかったとき。
- (4) その他町長が指定井戸として適当でないと認めたとき。
- 3 町長は、前項各号の規定に該当したときは、葉山町災害対策用指定井戸解除通知書 (第5号様式)により、指定井戸の所有者等に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた井戸の所有者等は、第7条第3項に規定する指定標識及び注意標識を町長に返却しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に災害用指定井戸の指定を受けている井戸については、この要綱の規定に基づき指定を受けた指定井戸とみなす。

附則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

葉山町災害用指定井戸申請書

葉山町長様

<u>任</u> <u>所</u> 氏名 (代表者)

電 話 番 号

私が所有(管理)する次の井戸について、葉山町災害用指定井戸に関する要綱の規定を遵守し、また、次の項目について承諾し、大地震その他の災害時に必要に応じて地域住民等に井戸水を提供するための葉山町災害用指定井戸としての指定を受けることを申請します。

- 1 災害用指定井戸があることを近隣に周知するため、門・塀・扉など近隣から見える 所に「災害用指定井戸」の看板(プレート)を掲げること。
- 2 指定井戸の水質検査の結果を町から町内会・自治会等へ周知すること。
- 3 町が作成する防災関係資料等に指定井戸の所在地、所有者(管理者)の住所・氏名 の情報を提供すること。
- 4 防災を目的として活動する町民に対し、町から指定井戸の所在地・所有者(管理者) の住所・氏名の情報を提供すること。
- 5 指定井戸の水質検査のため、当該検査を委託する業者に対し、町から指定井戸の所 在地・所有者(管理者)の住所・氏名・電話番号の情報を提供すること。

井戸の所在地	葉山町
--------	-----

第		号
年	月	日

葉山町災害用指定井戸決定通知書

様

葉山町長 回

年 月 日付けで申請のありました葉山町災害用指定井戸の指定につきまして、次のとおり決定しましたので、通知します。

指定します		
所在地	葉山町	
所有者 (管理者) 氏名		
種別	□ 飲料水用	□ 生活用水用
指定しません		
理由		



材質 カピロンプレート (t=0.5cm) 縦 50cm 程度 横 15cm 程度

第4号様式(第7条関係)

1 飲料水用



2 生活用水用



材質 カピロンプレート (t=0.5cm)

縦 21cm 程度

横 30cm 程度

葉山町災害用指定井戸所有者 (管理者) 名義変更届

葉山町長	様
	住 所
	氏名(代表者)
	電話番号

災害用指定井戸の所有者(管理者)の名義について変更が生じたので、次のとおり届出ます。

指定井戸の所在地	葉山町	
変更する事項	変更前	
	変更後	

葉山町災害用指定井戸届出書

葉山町長	様

住			所	
氏名	5 (代	大表者	<u>z</u>)	
電	話	番	号	

私が所有(管理)する葉山町災害用指定井戸について、次のとおり届出ます。

指定井戸の所在地	葉山町		
事由	該当する数字を○で囲んでください。 1 井戸を廃止した。 2 井戸の使用を中止した。 3 井戸 (建物の売却に伴うものを含む)を譲渡した。 4 井戸水の提供ができなくなった。 5 その他		

第号年月日

葉山町災害用指定井戸解除通知書

様

葉山町長 回

あなたが所有(管理)する次の井戸について、葉山町災害用指定井戸としての指定を 解除することを決定しましたので、通知します。

指定井戸の所在地	葉山町
	1 登録解除の届出があったため
	2 要綱第3条に規定する要件を満たさなくなったため
	3 要綱第5条に規定する責務を果たさなかったため。
	4 その他
解除の理由	